

2 答申第 4 号  
令和 2 年 8 月 2 5 日

久留米市長 大 久 保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 吉 岡 マ サ ヨ

## 答 申 書

令和 2 年 7 月 6 日付け 2 総第 7 2 9 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 諮問事項

令和 2 年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 1 0 条第 1 項第 2 号）について

【総務部総務課】

#### 2 審議会の意見

令和 2 年国勢調査の実施に係る調査関係書類・用品の保管、仕分け及び配送業務を委託するに当たり、調査員の氏名等の情報を委託業者にオンライン結合によって提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

なお、委託業者へのデータ提供に当たっては、実施機関において十分な個人情報の保護措置を講ずるのみならず、委託先においても、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置（当該データを外部と接続されていない端末で処理し、当該データの複製物にもパスワードを設定する等）が講じられるよう、個人情報の安全の確保のために必要な対応を行うことを付言する。